

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

平成12年4月1日

12構改B第350号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和2年3月31日 元経営第3204号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）別表に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）別表に規定する事業実施主体、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知。以下「生産性向上モデル事業実施要綱」という。）第4に規定する事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農支援緊急対策実施要綱」という。）別表に規定する事業実施主体、収入保険加入推進支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体及び共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業実施要綱（令和2年3月30日付け元経営第3153号農林水産事務次官依命通知。以下「収入保険システム整備事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

- (1) 人権問題推進事業実施要領第2に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3並びに4のアの（ア）及びイに規定する事業の実施に要する経費
- (4) 女性が変える未来の農業推進事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

- (5) 生産性向上モデル事業実施要綱第4に規定する事業の実施に要する経費
- (6) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(2)の場合に限る。)、2及び3に規定する事業の実施に要する経費
- (7) 新規就農支援緊急対策事業実施要綱別表のⅠの1、2及び3に規定する事業の実施に要する経費
- (8) 加入推進事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (9) 収入保険システム整備事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費

Ⅱ 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

- (1) 農業人材力強化実施要綱別表の4のアの(イ)及び(ウ)に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地問題解決実施要綱」という。)第2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(1)の場合に限る。)、(2)及び(3)に規定する事業の実施に要する経費
- (4) 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手経営強化支援実施要綱」という。)第3に規定する事業の実施に要する経費
- (5) 新規就農支援緊急対策事業実施要綱別表のⅡに規定する事業の実施に要する経費

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のⅠ及びⅡに定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表のⅠ及びⅡの事業等に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表のⅠの経費の欄中1から5までの経費の相互間における流用、1の(1)から(4)までの経費の相互間における流用、2の①から④までの経費の相互間における流用、2の④のア及びイの経費の相互間における流用、3の①及び②の経費の相互間における流用並びに5の(1)及び(2)の経費の相互間における流用
- (3) 別表のⅡの区分間における経費の流用、別表Ⅱの区分1の欄中1及び2の事業の相互間における流用、別表のⅡの区分2の欄中1から5までの事業の相互間における流用

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長(北海道(人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(1)の場合に限る。))及び(3)に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助

事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3並びに4のアの（ア）及びイに基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、生産性向上モデル事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の（1）（第3の1の（2）の場合に限る。）、2及び3に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農支援緊急対策実施要綱別表のIに基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに収入保険システム整備事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の（1）（第3の1の（1）の場合に限る。）及び（3）に基づいて事業を実施する場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 地方農政局長等は、第4の1の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（契約等）

- 第7 補助事業者（都道府県を除く。以下第7において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 3 補助事業者は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合（第9に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払等の請求)

第10 補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、別記様式第4号による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の交付決定通知のあった日の属する四半期及び第3・四半期の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌日末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 1に規定する時期のほか、地方農政局等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表（第2関係）Ⅰの経費の欄に掲げる2の①農業次世代人材投資事業、2の②農の雇用事業、4の新規就農支援緊急対策事業にあっては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助事業を完了した年度の翌年度の6月30日までとする。

2 第4の2のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(財産の管理等)

第14 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第15 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第14の2の規定は、3の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

- 第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第17 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、2に掲げる経費並びに農林水産省経営局長、食料産業局長又は水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。
- 2 1の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
- (1) 人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Ⅰの経費の欄に掲げる1の(1)の事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 加入推進事業実施要綱第3の1に規定する事業実施主体が行う別表Ⅰの経費の欄に掲げる5の(1)の事業に係る予算額に47分の1を乗じた額に10分の1を乗じて得た額とする。

(報告)

- 第18 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第9号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第10号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第19 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7の1及び第8から第16までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(基本的事項の公表)

第20 平成27年2月3日より前に国から交付された補助金により積み立てられた資金（以下「基金」という。）を保有する補助事業者（以下「基金補助事業者」という。）は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を公表しなければならない。

（基金の額及び基金事業の実施状況報告）

第21 基金補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、6月30日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金等の返納）

第22 基金補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第23 基金補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（他用途使用の禁止）

第24 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

（基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件）

第25 基金補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第23及び第24の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（基金運営に関する監督・指導）

第26 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金補助事業者に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則（平成22年4月1日付け 21経営第6896号）

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成21年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成22年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成22年11月26日付け 22経営第4386号）

この通知は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け 22経営第7250号）

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営支援対策事業推進費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19経

営第7267号農林水産事務次官依命通知。(以下「旧交付要綱」という。))は廃止する。ただし、旧交付要綱によって平成22年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。

- 3 この通知により廃止された事業であって、平成22年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成23年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成24年4月6日付け 23経営第3574号）

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成23年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成24年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則（平成24年5月14日付け 24経営第422号）

- 1 この通知は、平成24年5月14日から施行する。

附 則（平成25年2月26日付け 24経営第3143号）

- 1 この通知は平成25年2月26日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成24年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成25年5月16日付け25経営第420号）

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱（平成24年2月8日付23経営第2956号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、廃止前の戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱によって平成24年度までに実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成24年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成25年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有するものとする。
- 4 平成24年度補正予算において経営体育成支援事業を実施し、完了していない取組については、本要綱の施行後は、本要綱の規定に基づくものとする。

附 則（平成26年3月28日付け25経営第3723号）

- 1 この通知は平成26年4月1日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成25年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成27年2月3日付け26経営第2821号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。ただし、第19から第25を除く。
また、改正前の別表（第2関係）Ⅰの区分1、2の(1)①青年就農給付金事業は、「青年就農給付金基金事業」に、同②農の雇用事業は、「農の雇用基金事業」と読み替える。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3526号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成27年10月1日付け27経営第1550号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成28年1月20日付け27経営第2548号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成28年4月1日付け27経営第3378号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成28年10月11日付け28経営第1630号）

- 1 この通知は、平成28年10月11日から適用する。

附 則（平成29年3月31日付け28経営第3226号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成29年6月19日付け29経営第835号）

- 1 この通知は、平成29年6月19日から適用する。

附 則（平成30年3月30日付け29経営第3452号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成31年1月16日付け30食産第3668号）

- 1 この通知は、平成31年1月16日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成31年3月28日付け30経営第2906号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第1号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年1月30日付け元経営第2476号）

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第 3204 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（第2関係）

I 担い手育成・確保等対策事業等

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
担い手育成・確保等対策事業費補助金	1 担い手育成・確保等支援事業 (1) 人権問題啓発推進事業 補助事業者が人権問題推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 全国研修会開催費 イ ブロック研修会開催費 ウ 啓発資料作成費	定 額		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	(2) 外国人材受入総合支援事業 補助事業者が外国人材受入総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 ア 農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施 イ 漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施 ウ 飲食料品製造業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (ア) 試験の作成	定 額		

		(イ) 試験の実施		
		エ 外食業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施		
		(ア) 試験の作成		
		(イ) 試験の実施		
		② 外国人材が働きやすい環境の整備		
		ア 農業分野における外国人材の受入支援		
		イ 漁業分野における外国人材の受入支援		
		ウ 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援		
		(3) 農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業 補助事業者が生産性向上モデル事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費		経費の欄に掲げる①及び②の経費の相互間における各経費の30%を超える増減
		① 連携プロジェクト実施主体に対する助成	1/2以内	
		② 事業実施主体に対する助成	定 額	経費の欄に掲げるアからカまでの経費の相互間における各経費の30%を超える増減
		ア 有識者謝金		
		イ 有識者旅費		
		ウ 人件費		
		エ 旅費		
		オ 事務等経費		
		カ 委託費		
		(4) 農業経営法人化支援総合事業	定 額	
		① 農業経営者総合サポート事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)(第3の1の(2)の場合に限る。)に基づいて行う事業に要する経費		

	② 新規就農・労働力確保支援事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて行う事業に要する経費 ③ 担い手サミット・優良経営体表彰事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱第2の3に基づいて行う事業に要する経費			
	2 農業人材力強化総合支援事業 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ①農業次世代人材投資事業 ア 準備型 イ 経営開始型 ウ 経営発展支援金 エ 推進事業	定 額 (ただし、 交付対象期間1年につき1人当たり年間150万円以内、 なお、農業人材力強化実施要綱別記1第52(2)イの要件を満たす場合は夫婦合わせて上記額に1.5を乗じた額)	経費の欄に掲げるア、イ及びウの経費からエの経費への流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	②地域の新規就農サポート支援事業 ア 新規就農を支える地域体制構築への支援	定 額 (ア の		1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の

	(ア) 全国事業 (イ) 地区事業 イ 農業就業体験活動の運営への支援 ウ 就農相談会の開催への支援	(イ) については、 1 地区当たり500万円を上限とする。 なお、長期無業者又はひきこもり状態にあった者の新規就農サポートに取り組む場合は、 1 地区当たり750万円を上限とする。)	増
			2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	③農の雇用事業 ア 実践研修支援 イ 推進事業	定 額	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用
	④農業経営確立支援事業 ア 農業経営者育成教育事業(高度農業経営者教育機関への支援) (ア) 地域中核教育機関の学生等への質の高い研修等の取組 (イ) 農業経営者育成を担う人材の指導力強化を図るための取組 イ 新規就農意欲喚起等支援事業 (ア) 若者の就農意欲喚起の取組への支援 a地区プロジェクト実施主体	定 額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
			経費の欄に掲げる a の経費から b の経費への流用

	に対する助成 b事業実施主体に対する助成 (イ) 農業の新しい働き方確立への支援 a 地区プロジェクト実施主体に対する助成 b 事業実施主体に対する助成		経費の欄に掲げる a の経費から b の経費への流用	
3	女性が変える未来の農業推進事業 補助事業者が女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 女性農業地域リーダー育成支援 ② 農業における子育て地域ネットワークへの支援 ア 全体統括事業 イ モデル地区実証事業	定 額 (②イについては、 定額とし、 1 地区あたり500万円を上限とする。)	経費の欄に掲げる①から③までの経費の相互間における流用 経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
4	新規就農支援緊急対策事業 補助事業者が新規就農支援緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 新規就農支援緊急対策推進事業 ①就職氷河期世代の新規就農促進事業 ア 研修支援 イ 推進事業 ②地域における受入体制の構築支援事業	定 額	経費の欄に掲げる①から③までの経費の相互間における流用 経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

	③シニア世代の新規就農に向けた農業 研修支援事業 ア 研修支援 イ 推進事業		経費の欄に掲げ るアからイの経費 への流用	
	5 農業保険事業 (1) 収入保険加入推進支援事業 補助事業者が加入推進事業実施要 綱に基づいて行う事業に要する次に 掲げる経費 ① 推進会議の開催 ② 農業者向け説明会の開催 ③ 収入保険未加入の農業者への 個別訪問 (2) 共通申請サービスの利用に係る 収入保険事務処理システム整備支 援事業 補助事業者が収入保険システム 整備事業実施要綱に基づいて行う 事業に要する経費	定 額 定 額		1 事業内容の 新設又は廃止 2 事業実施主 体の変更 3 事業費の30 %を超える増 減又は国庫補 助金の増減 1 事業内容の 新設又は廃止 2 事業費の30 %を超える増 減

別表（第2関係）

Ⅱ 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1 担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	1 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業経営確立支援事業 農業経営者育成教育事業(地域中核教育機関への支援) 新たな教育の実施に必要となる教育施設の整備	1/2 以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	2 新規就農支援緊急対策事業 補助事業者が新規就農支援緊急対策事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 新規就農支援緊急対策整備事業	1/2 以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費	1 人・農地問題解決加速化支援事業 補助事業者が人・農地問題解決実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 人・農地プラン実質化支援事業	定額、3/10以内		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

補助金				4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	2 農業経営法人化支援総合事業 補助事業者が法人化支援総合事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 農業経営者サポート事業 ① 経営戦略会議の開催費 ② 農業経営者へのサポート活動費 ③ 経営相談会の開催費(①及び②の経費の合計額の20%を上限とする。) ④ 都道府県活動費(①から③までの経費の合計額の20%を上限とする。) (2) 都道府県新規就農相談事業 ① 就農情報の収集及び発信に要する経費 ② 就農希望者に対する就農相談等に要する経費 ③ 雇用就農者に対する相談活動、研修会の開催等に要する経費 (3) 農業経営法人化支援事業	定額 定額 定額	経費の欄に掲げる①及び②の各経費、③の経費並びに④の経費の相互間における経費の増減	
	3 農業人材力強化総合支援事業 補助事業者が農業人材力強化実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業経営確立支援事業 農業経営者育成教育事業 (1) 地域中核教育機関への支援 (2) リカレント教育の実施への支援	定額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における各経費の30%を超える増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

	4 担い手確保・経営強化支援事業 (1) 事業費 補助事業者が担い手経営強化支援実施要綱第3に基づいて行う事業に要する経費 (2) 附帯事務費 ① 都道府県が(1)の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費 ② 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行うのに要する経費を都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	定額、1/2 以内 1/2 以内	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	事業の廃止
--	---	--------------------------------	---	--------------

別記様式第1号（第4関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※ （〇〇〇〇〇〇〇〇）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

- 1 担い手育成・確保等対策事業等
- 2 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

(様式)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（実績）
- 3 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫補 助金 (A)	都道府 県負担 額 (B)	市町村 負担額 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。
(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業完了（予定）年月日 年 月 日
- 5 収支予算（精算）
 - (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 〇 〇 〇 〇 〇	円	円	円	円	
計					

※ 区分の欄〇〇〇〇〇〇については、「3経費の配分」の負担区分欄に記載された補助事業者負担分に該当する経費について記載する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算
- (3) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

注1) 1及び2の様式は、人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、生産性向上モデル事業実施要綱別記2の第1に定める事業計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第7に定める実施計画書、人・農地問題解決実施要綱第4の2並びに法人化支援総合事業実施要綱第6の2、別記2の第2の2の(1)、別記4の第2の2の(1)及び別記5の第2の1に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、新規就農支援緊急対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書並びに収入保険システム整備事業実施要綱第6に定める事業実施計画書に準ずる。

注2) 6(1)及び(2)については、ウェブページで確認できる場合は、当該ウェブページのURLを記載することで添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第8の規定に基づき下記のとおり計画を変更し
[金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

- 1 変更の理由
2 変更計画の内容
 (以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。
 ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿
（東北農政局、関東農政局及び
九州農政局にあつては、
官署支出官地方農政局総務部長 殿）

北海道（人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の（1）（第3の1の（1）の場合に限る。）及び（3）に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1、2、3、4のアの（ア）及び4のイの（イ）にに基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、生産性向上モデル事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の1の（1）（第3の1の（2）の場合に限る。）、2及び3に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに収入保険システム整備事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農支援緊急対策事業実施要綱別表のⅠに基づいて事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が人・農地問題解決実施要綱並びに法人化支援総合事業実施要綱第2の1の（1）（第3の1の（1）の場合に限る。）及び（3）に基づいて事業を実施する場合にあつては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	総事業費	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)－(B＋C)		事業完了予定 年月日	備考
				金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		
計											

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の(様式)の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

第12のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった担い手育成・確保等対策事業費補助金等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況（第 ・四半期末現在）

区 分	総事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B／A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。
 2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13の1関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第13の1の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。）

記

- （注）
- 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 - 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
 - 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、収支決算、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。
 - 5 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、担い手育成・確保等
対策事業費補助金等交付要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
「

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
「

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡

易課税用) の写し (税務署の収受印等のあるもの)

- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の		内 容			工 期		経 費 の 配 分				耐用	処分制限	承認	処分の		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	国 庫 補 助 金	都道府 県 費	市町村 費	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

令和〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円（A）
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内訳		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
-----		千円（B）
(2) (1) 以外の支出		
支出内容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		%（B/A）

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1) 以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

令和〇〇年度補助金等概要報告書

特例民法法人名			
(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）		千円 (A)	
(2) 補助金等の交付実績額			
名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率			% (B/A)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。